

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	警察庁	措置済	No.2に記載のとおり「合理的な匿名化措置」として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				金融庁	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				総務省	検討中	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 平成25年11月より、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、プライバシー等への適切な配慮の下で、電気通信事業者が取り扱う位置情報のビジネス利活用を促進するにあたっての課題と方策について検討し、平成26年7月に報告書「位置情報プライバシーレポート」を取りまとめた。	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 左記報告書(及びそれを踏まえた実証実験の成果)及び個人情報保護法改正に基づく個人情報保護委員会による匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備を踏まえ、当該措置の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等への明確化について検討を行う。	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
					措置済	【上記以外のガイドライン等】 No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法については技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、基本的には、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	【上記以外のガイドライン等】 個人情報保護法改正による匿名加工情報の取扱い等の規定の整備を踏まえ、必要に応じガイドラインにおける明確化について検討を行う。	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				法務省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				外務省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				財務省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				文部科学省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				厚生労働省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況 これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				農林水産省	措置済 No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				経済産業省	措置済 No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				国土交通省	措置済 No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				環境省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				防衛省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑫流通・取引慣行ガイドラインの見直し

1	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等①	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③アに記載されているとおり、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることある等、競争促進効果を生じることある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。 A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることある等、競争促進効果を生じることあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方 B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること(「流通調査」)は、独占禁止法に違反しないこと C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度(いわゆる「選択的流通」)についての具体的な適法・違法性判断基準	平成26年度措置	公正取引委員会	措置済	流通・取引慣行ガイドラインの一部改正を行い、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準について明確化を行うとともに次の点について明確化を行った。(平成27年3月30日公表) A. 垂直的制限行為は、競争を阻害する効果を生じることある等、競争を促進する効果を生じることあること、適法・違法性を判断するに当たっては、競争促進効果があればそれも考慮すること及び競争を促進すると考えられる場合の典型例。 B. メーカーが単に「流通調査」を行うことは、流通業者の販売価格に関する制限を伴うものでない限り、通常、問題とはならないこと。 C. いわゆる「選択的流通」は、商品を取り扱う流通業者に関して設定される基準が、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、当該商品の取扱いを希望する他の流通業者に対しても同等の基準が適用される場合には、通常、問題とはならないこと。	-	解決
2	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等②	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③アb.及びc.の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。	平成26年度措置	公正取引委員会	措置済	流通・取引慣行ガイドラインの一部改正を行い、再販売価格維持行為によってブランド間競争が促進され消費者の利益が図られる等、一定の条件を満たした場合には「正当な理由」があると認められる旨の明確化を行った。(平成27年3月30日公表)	-	解決

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等③	「規制改革に関する第2次答申」II 3(2)③アd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。	平成26年度 検討開始	公正取引委員会	措置済	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、関連する過去の公正取引委員会の措置事例の整理・分析を行っているほか、併せて、有識者ヒアリングを実施するなどしているところ。	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等については、流通・取引慣行ガイドラインの第2部のみならず、第1部及び第3部において独占禁止法上問題となり得るとされる行為類型にも関わるものであることから、今後、流通・取引慣行ガイドライン全体を対象として見直しの検討を進めることとしている。検討を進めるに当たっては、平成27年度中に実態調査等を行うとともに、研究会を設置して、当該研究会において実態調査等の結果を踏まえつつ検討を進め、平成28年度中に結論を得て、必要な措置を講じる予定。	要 フォ ロー 継続	本検討は、上記「流通取引慣行ガイドラインの見直し等①②」とともに、メーカーと流通業者が今まで以上に連携し、消費者にとって付加価値の高い商品が提供できる競争環境を整備するために重要な事項であり、平成27年度内の結論及びその後の速やかな措置が求められる。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑬農業関連規制の見直し

1	選挙・選任方法の見直し	農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引上げを検討するものとする。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォロー 継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。
2	農業委員会の事務局の強化	農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。	平成26年度 検討・結論、 平成27年度 措置	農林水産省	措置済	市町村長は農業委員会が行う知識・経験を有する職員の確保や資質の向上に向けた取組に協力するよう務めなければならない旨を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォロー 継続	・実際の運用状況について要フォロー。
3	農地利用最適化推進委員の新設	農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員(仮称)の設置を法定化する。なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの中で支給することを検討する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォロー 継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の推進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォ ロー 継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。
5	情報公開等	農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。 また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。 農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	農業委員会の業務の執行状況の公表については、本内容を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)しており、農地の利用状況調査は、法令上毎年必ず実施しなければならないこととされており、通知でもその旨を周知徹底しているところ。 また、農地ごとの利用状況をインターネット上で公表する農地情報公開のシステムを整備した。 さらに、農林水産省は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開等について、検討し、結論を得たところ。	平成27年4月から、農地情報公開システムが稼働予定。 農林水産省は、各農業委員会の業務の執行状況をホームページ上で公表するとともに、都道府県農政部局にも同様の取組を行うよう要請する予定。また、農林水産省及び都道府県農政部局は、当該公表情報等に基づき、農業委員会の業務がより良いものとなるよう、適切な助言、支援等を行っていく予定。	要 改 善	・農地情報公開システムの機能を強化する必要がある。 ・農水省及び都道府県農政部局による情報公開、農業委員会への助言・指導について要フォロー。
6	遊休農地対策	農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等については、平成25年の農地法一部改正により措置したばかりであり、今後、実績を調査し、その結果を踏まえて指導を行う予定。 また、平成27年3月に農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みを盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォ ロー 継続	・実際の運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
7	違反転用への対応	優良農地の確保の業務を強化することとし、違反転用事案について、権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求めることができる仕組みをつくる。	平成26年度 検討・結論、 平成27年度 措置	農林水産省	措置済	左記内容を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	解決	
8	行政庁への建議等の業務の見直し	農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	解決	
9	転用制度の見直し	植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。	平成26年度 検討・結論、 平成27年度 措置	農林水産省	措置済	<p>・平成26年12月に施行された地域再生法の一部を改正する法律において、植物工場を含む農業の6次産業化に資する施設等の整備について、市町村が作成する計画に都道府県知事が同意すれば、</p> <p>① 一定の要件を満たす場合には農用地区域からの除外が可能(農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の特例)</p> <p>② 第1種農地であっても第2種農地と同様の要件で転用が可能(農地法の特例)としたところである。</p> <p>当該特例措置については、「地域農林漁業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付け26農振第1934号農村振興局長通知)により地方公共団体に周知した。</p> <p>・農地転用許可制度等における植物工場、農畜産物加工・販売施設などの取扱いについて検討し、農振法施行規則並びに農地法及び農振法関係通知の改正により基準の明確化を図ることとした。</p>	<p>・農振法施行規則並びに農地法及び農振法関係通知を平成27年度中に改正する予定。</p>	要 フォ ロー 継続	<p>・省令及び通知の規定内容について要フォロー。</p> <p>・実際の運用状況について要フォロー。</p>

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
10	転用利益の地域の農業への還元	農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。	平成26年度 検討開始	農林水産省	措置済	・「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会開催要領」(平成27年3月19日付け26農振第1908号農村振興局長)を制定し、学識経験者からなる検討会を設置した。	・第1回検討会を平成27年4月3日に開催する予定。	要改善	・今後、検討会において確実に検討を進めていく必要がある。
11	役員要件・構成員要件の見直し	現行の農業生産法人制度に係る改善を図るため、以下を内容とする農地法の改正案を次期通常国会に提出する。 a役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。 ※ リースの場合における役員の要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行うものとする。 b構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	解決	
12	中央会制度から新たな制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	農協法上の中央会制度の廃止等を内容とする関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要フォロー継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
13	全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なのは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省	措置済	全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能にする内容とする関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—		
14	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用を推進を図る。 あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。 全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用を推進を図る。 また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。 さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。 ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なのは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省 金融庁	措置済	・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農協連合会等の業務の代理を行うことができるものとする 等々を内容とする関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要改善	・農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が行われていく必要がある。
15	理事会の見直し	農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。 併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。	平成26年度 検討・結論	農林水産省	措置済	理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること等を内容とする関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要フォロー継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
16	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措 置が必要な ものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す。 ただし、 農林中金・ 信連・全共 連は平成26 年度検討開 始	農林水産省 金融庁	措置済	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)するとともに、農林中金・信連・全共連については、農協改革の法制度の骨格(平成27年2月13日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。	農林水産省と金融庁との間で、中長期的に検討する。	要 フォ ロー 継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・今後の検討状況について要フォロー。
17	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度 検討開始	農林水産省	措置済	改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実行状況の調査を実施すること等を内容とする関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォ ロー 継続	・今後の検討状況について要フォロー。
18	他団体とのイコール フットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度 検討・結論	農林水産省	措置済	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。	平成27年5月までに、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等への周知・徹底を図る。	要 フォ ロー 継続	・実際の運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑭外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し

1	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し①(外国会社の登記に関する規制の見直し)	日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社(支店)の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。	平成26年度 検討・結論	法務省	措置済	米国デラウェア州、ニューヨーク州、英国、ドイツ、フランス等の諸外国の制度や、米国デラウェア州に代表される登録代理人制度に対する批判等について調査した上で、日本における代表者の住所要件に関する会社法の改正の是非を検討した。その結果、当該要件を撤廃することの是非については、当該要件があることにより実際に指摘されていた不都合は解消していること、他方で、当該要件を撤廃することにより、債権者(特に消費者)保護の観点や、マネーロンダリングの防止等の観点から問題が生じ得ることを踏まえて、相当に慎重な検討を行う必要があるとの結論を得た。	-	解決	
2	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し②(内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃)	代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、「内国株式会社の代表取締役の住所について」(昭和59年9月26日民四第4974民事局第四課長回答)を廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得る。	平成26年 検討・結論	法務省	措置済	代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、昭和59年9月26日民四第4974民事局第四課長回答「内国株式会社の代表取締役の住所について」を廃止した場合の影響を含めて検討した結果、同回答の取扱いを廃止する結論に至ったため、平成27年3月16日に同回答の取扱いを廃止し、代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記をすることができることとした。	-	解決	制度改正の周知徹底も含め、その円滑な施行に向けて取り組まれることが重要。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し③(在留資格取得要件の緩和)	新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出が無くとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	法務省	措置済	平成26年12月26日に出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(平成26年法務省令第34号)を公布した。この改正により、我が国で会社を設立し事業を開始しようとする外国人が、「経営・管理」の在留資格の在留資格認定証明書交付申請を行う場合であって、当該法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写しの提出により新会社の設立がほぼ確実に認められれば足りるものとし、登記事項証明書や損益計算書の写しの提出を求めないこととした。なお、当該登記事項証明書の提出がない者について「経営・管理」の在留資格を付与する場合には、在留期間「4月」を決定することとした。	平成27年4月1日施行予定	解決	制度改正の周知徹底も含め、その円滑な施行に向けて取り組まれることが重要。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑮改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討									
1	改正タクシー特措法の 特定地域に係る指定 基準	現在、国交省が策定している4つの指標では不十分であるので、「事故発生状況」と「利用者の利便の確保」の指標、及び、「特に必要な場合」と判断するための指標を新たに加えるべきである。	—	国土交通省	措置済	規制改革会議の意見書の指摘を踏まえて検討を行い、平成27年1月30日に特定地域の指定基準を策定した。(平成27年1月30日自動車局長通達)	—	解決	
2		採用する指標は、何れも客観的かつ明確に評価可能なものとすべきである。	—		措置済	規制改革会議の意見書の指摘を踏まえて検討を行い、採用する指標は、客観的かつ明確な評価が可能となる指標とした。(平成27年1月30日自動車局長通達)	—	解決	
3		協議会の意見に利用者の意向が十分反映されるよう、その運用方法には十分配慮すべきである。	—		措置済	規制改革会議の意見書の指摘を踏まえて検討を行い、協議会において利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるよう、地方運輸局を通じて各協議会を指導している。(平成27年2月2日自動車局長通達)	—	要 フォ ロー 継続	・実際の運用状況について要フォロー



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4		特定地域における規制が、独禁法の適用除外、新規参入・増車の禁止、違反者に対する刑罰の制裁というきわめて強いものであること、また、特定地域の指定が「特に必要な場合」に限定されていること、に鑑みると、指定基準を適用した結果、特定地域内の営業車両総数が、全国の営業車両総数の半数を有意に下回る割合とすべきである。	—		措置済	改正タクシー特措法の趣旨を尊重するとともに、規制改革会議の意見書の指摘も勘案して検討を行い、平成27年1月30日に特定地域の指定基準を策定した。(平成27年1月30日自動車局長通達) なお、指定基準に該当し、特定地域として指定する可能性のある地域は、最大で29地域、車両数ベースで約34%となる。	—	要 フォ ロー 継続	・特定地域の指定状況について要フォロー
5		運転者の賃金水準を向上させるには、最低賃金の遵守、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、給与体制の再構築(歩合給と固定給のバランスの見直し)など雇用環境の改善が何より重要である。衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、国土交通省は早急に雇用環境の調査と改善に取り組むべきである。 法施行3年後の見直しに向けて、国土交通省は、①運転者の賃金水準の向上、②サービス面の競争の活発化など利用者利便の向上、の2点を中心に地域ごとの効果を検証し、毎年発表すべきである。	—		検討中	最低賃金の遵守等については、厚生労働省と協力し、引き続き、共同監査などを通じて取り組んでいくこととしている。 また、改正タクシー特措法の施行状況やその効果についてフォローアップを行うため、学識経験者、利用者代表、タクシー関係者等を構成員とする検討会及びワーキンググループを平成27年1月以降に設置し、検討を行っているところ。	検討会及びワーキンググループでの検討状況を踏まえつつ、運用の改善等を行う必要がある事項については適時適切に措置する予定。	要 フォ ロー 継続	・検討会等における議論の状況について要フォロー

【制度改正済のものであり、運用状況をフォローするもの】

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
⑩介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットイング確立									
1	財務諸表の情報開示	厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成26年5月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととした。	—	解決	閣議決定どおり対応が行われている。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑰一般用医薬品のインターネット販売

1	一般用医薬品のインターネット販売	<p>一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。</p> <p>ただし、「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、その成分、用法、用量、副作用の発現状況等の観点から、医学・薬学等それぞれの分野の専門家による所要の検討を行う。秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。</p> <p>検討に当たっては、インターネット販売か対面販売かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うものとする。</p>	本年秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	<p>一般用医薬品の適切な販売ルール等を整備する「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」(平成25年法律第103号)、「薬事法施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第25号)及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第8号)がそれぞれ平成25年12月13日、平成26年2月5日及び同月10日に公布され、同年6月12日から施行された。この改正により、一般用医薬品のインターネット販売が認められ、平成27年2月末時点で、1170店舗において、1645サイトが開設され、一般用医薬品が販売されている。また、許可権者である自治体により行われた一斉監視において、要指導医薬品の販売について記録が作成されていたのは96.7%であるなど、販売ルールの遵守状況を確認した。</p>	引き続き販売ルールの遵守について都道府県等や関係団体への周知を図るとともに、国民が安全・安心に一般用医薬品を購入できるよう、ネット販売を行っているサイトの公表を厚生労働省ホームページにて継続して行っていく。	解決	閣議決定通りに実施されている。
---	------------------	---	----------------------------	-------	-----	---	---	----	-----------------

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑱老朽化マンションの建替え等の促進

1	老朽化マンションの建替え等の促進について	老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	法務省 国土交通省	措置済	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ、国土交通省及び法務省において検討を行い、老朽化マンションの建替え等を促進するため、平成26年に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を改正し、耐震性が不足したマンション及びその敷地の売却を5分の4以上の多数決により行うことを可能とするマンション敷地売却制度及び容積率の緩和特例の創設を行った。また、これに伴い耐震性不足の老朽化マンションの建替え等がさらに促進されることが見込まれることを踏まえ、専門家による技術的・法的な相談体制の整備を行った。	-	解決	
---	----------------------	--	-----------------	--------------	-----	--	---	----	--

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑬次世代自動車関連規制

1	液化水素スタンド基準の整備①(高圧ガス保安法)	液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省	措置済	圧縮水素スタンドに液化水素の貯槽を設置するための技術基準を整備するために、一般高圧ガス保安規則を平成26年11月20日付けで改正を行った。	—	解決	
2	液化水素スタンド基準の整備②(消防法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置	総務省	未措置	経済産業省において、高圧ガス保安法上の液化水素スタンドの技術上の基準の整備に関する検討結果が出たことを踏まえ、液化水素スタンドで発生する可能性のある事故が給油取扱所内の他の施設に及ぼす影響並びに給油取扱所で発生する可能性のある事故が液化水素スタンドに及ぼす影響をそれぞれ評価した上で、当該影響を最小限に留めるために講ずべき安全対策を検討するため、平成26年3月に「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」(事務局:消防庁)を立ち上げ、2度の検討の後、平成27年1月に結論を得、関係省令の改正に向けた作業を行っているところ。 <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/ekika_suiso/index.html">http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/ekika_suiso/index.html</a>	「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」において得た結論を踏まえ、関係省令の改正等、必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	早急に所要の法令改正がなされるよう要フォロー。
3	液化水素スタンド基準の整備③(建築基準法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省	措置済	建築基準法施行令の改正(平成26年7月1日政令第232号)及び国土交通省告示(平成26年12月26日付告示第1203号)の制定により、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている液化水素スタンド等については、建築基準法に基づく液化水素等に係る貯蔵量規制を撤廃した。	—	解決	

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	措置済	本計画の策定時に想定していた使用可能鋼材の拡大については、整備済。具体的には、ステンレス鋼の使用条件の拡大、鋼材を使用可能鋼材にするために平成26年4月21日付けで例示基準(一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20121204商局第6号)等)の改正を行った。さらに、ステンレス鋼の使用温度の拡大、固溶化熱処理をし時効処理した耐熱鋼を使用可能鋼材に追加及び20MPa以下の設備を例示基準の対象から除外するため、平成26年11月20日付けで例示基準の改正を行った。	—	要 フォ ロー 継続	左記以外の鋼材についても、今後安全性が確認されたものから速やかに使用可能となるよう、要フォロー。
5	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化	水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	特定則の大臣特別認可を受けやすくするために、平成25年8月15日付けで特定設備検査規則(昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。)を改正。特定設備の技術基準適合手続を明確化するために、技術基準(安全係数2.4の特定設備に関する基準 KHKS 0224(2014))を平成26年10月2日に発行。これにより、関係者間にて検討した結果、2.4倍で設計、製造するための技術基準適合に関する手続きについて、大臣特認を受けない場合と同等の簡略化が達成されていることを確認した。本結論は、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、了承済み。	—	要 フォ ロー 継続	当該技術基準に基づく大臣特認の実績を踏まえた上で、大臣特認を受けなくても2.4倍で設計、製造できるようにすることについて、引き続き関係者で検討されるよう要フォロー。
6	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法)	公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	第一種製造事業者が圧縮水素スタンドを設置する際の基準を参考に、水素特有の課題等を考慮した基準の検討を行い、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準案に関して結論を得たところ。	当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。	要 フォ ロー 継続	早急に省令等の改正がなされるよう要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
7	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法)	小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省	検討中	経済産業省等における第二種製造者に該当する水素スタンドの仕様の検討状況を把握しつつ、事業者からのヒアリングを通じて、必要な情報収集をおこなっているところ。	高圧ガス保安法上の技術基準の検討状況を踏まえつつ、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置する予定。	要 フォ ロー 継続	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置されるよう要フォロー。
8	高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化	小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。	平成25年度検討結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	水電解機能を有する昇圧装置(水素を発生させる差圧式の水電解装置)について、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、保有する圧力(単位:MPa)と圧力容器の内容積(単位:m <sup>3</sup> )との積が大きいもの(0.004を超えるもの)は、特定設備検査が必要な特定設備に該当する旨、結論を得た。	当該設備については、当面、特認制度等を活用した上で特定設備検査を行うことで安全性の確認を行う。	解決	
9	市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定	高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	「市街化調整区域に設置される水素スタンドに係る開発許可制度上の取扱いについて(平成25年6月28日付け国都開第3号・国土交通省都市局都市計画課開発企画調査室長通達)」を発出し、高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドを建築する目的で行う開発行為について、市街化調整区域においても許可できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを各許可権者に周知した。	—	解決	

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
10	市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加	市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	措置済	建築基準法施行令の改正(平成26年7月1日政令第232号)及び国土交通省告示(平成26年12月26日付告示第1203号)の制定により、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている圧縮水素スタンド等については、建築基準法に基づく圧縮水素等に係る貯蔵量規制を撤廃した。	—	解決	
11	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	容器の使用可能な上限温度(現行40度からの引上げ)、上限温度を超えないための対策(温度監視)並びに劣化防止対策(防水塗料の塗布)等について検討を実施し、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度を性能確認試験で性能が確認されている65度へ緩和することに関して結論を得たところ。	当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。	要 フォ ロー 継続	早急に所要の法令改正がなされるよう要フォロー。
12	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。 ②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	圧縮水素スタンドに設置するプレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和及び複合容器蓄圧器の設置を可能とするため、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を平成26年11月20日付で改正した。	—	解決	



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
13	圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和	燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器(最高充てん圧力70MPaの容器)の充てん終了圧力について、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、85°Cで87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	HFCV-gtrを国内法規へ受け入れ、充てん終了圧力について85°Cで87.5MPaを可能とするよう、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)等を平成26年5月30日付けで改正した。	—	解決	
14	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁について、例示基準においては、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。	(圧縮水素自動車燃料装置用容器)平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	(圧縮水素自動車燃料装置用容器)HFCV-gtrを国内法規へ受け入れ、溶栓式以外の熱作動式安全弁を取り入れる方向で、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)等を平成26年5月30日付けで改正した。	—	解決	
					措置済	(圧縮水素運送自動車用複合容器)当初、民間団体での自主基準の検討が終了後、高圧ガス保安協会の規格検討委員会の審査を経て、容器則例示基準の改正を行う予定であった。しかしながら、平成26年10月の水素トレーラーの炎上事故を踏まえ、水素トレーラー全体の安全性の検討を実施しており、検討結果を得るまでに時間がかかる見込みであるため、民間団体にて本項目の検討は、時期尚早であると整理されたところ。本結論については、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を経て、了承済み。	—	解決	

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
15	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を開始したところ。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。	要 フォ ロー 継続	国際基準が採択され次第、早急に所要の法令改正がなされるよう要フォロー。
16	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	平成25年6月、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第160回会合において、燃料電池自動車の安全性に関するHFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一基準)が成立。 HFCV-gtrの国内法規への受け入れについて、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)等を平成26年5月30日付けで改正した。	—	解決	
					検討中	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、平成26年11月11日の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択された。	今後、国連規則(UNR)が発効した後、国内の基準を整備する予定。	要 フォ ロー 継続	国際基準が採択され次第、早急に所要の法令改正がなされるよう要フォロー。
				国土交通省	措置済	平成25年6月、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第160回会合において、燃料電池自動車の安全性に関するHFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一基準)が成立。 平成26年2月、燃料電池自動車に係る国内基準を世界統一技術基準に合わせて改正した。	—	解決	

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
					検討中	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、平成26年11月11日の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択された。	今後、国連規則(UNR)が発効した後、国内法令への取込みについて検討する。	要 フ ォ ロ ー 継 続	国際基準が採択され次第、早急に所要の法令改正がなされるよう要フォロー。
17	圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日の刻印」及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省	措置済	事業者団体の運用において、統一することで結論を得ており、対応の準備ができた事業者から既に対応済み。	—	解決	
18	燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合	圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長する。	平成25年度 措置	経済産業省	措置済	燃料電池自動車の自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクル及びその制度について調査し、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、容器再検査のサイクルを延長しても安全上の問題がないと結論を得たところ。当該結論を踏まえて、容器再検査のサイクルを延長するため、平成26年3月31日付けに容器保安規則(経済産業省令第18号)を改正した。	—	解決	
19	車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加	①圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票で全て確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。 ②車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部にQRコード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。	①平成25年度 措置 ②平成25年度 検討開始、平成26 年度結論、 結論を得次第 措置	経済産業省	措置済	①については、規制強化の要望であるため、施行に当たっては経過措置(平成26年6月30日迄)を設けていたところ。この経過措置の完了をもって措置が完了。 ②については、業界団体においてニーズ等の再検討を行ったところ、現在の普及規模が小さい事を考慮すると、現時点で本方式は効果が少ないことから、対応は不要との結論を得たため、措置済み。	—	解決	

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
20	燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化	警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登録していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を一般市民、関係団体及び警察官等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。	平成25年度措置	警察庁	措置済	警察庁は、「燃料電池自動車の盗難に係る被害届受理時の対応について(通達)」(平成25年8月1日付け警察庁丁保発第112号)により、警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登録していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を警察官に周知するよう都道府県警察に通達した。	—	解決	
				経済産業省	措置済	盗難被害届を警察へ提出する際に、高圧ガス容器が搭載されている燃料電池自動車であることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を平成26年3月に一般市民、関係団体等へ周知した。  <a href="http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260318-1.html">http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260318-1.html</a>	—	解決	
21	燃料電池自動車からの一般住宅等への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備	燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置付ける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置付けることについて、電気事業法施行規則等の一部改正(平成26年11月5日)及び発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正(平成26年12月10日)により措置した。	—	解決	

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
22	電気自動車等からの 自家用電気工作物(高 圧需要場所等)への給 電(V2H)の実施に向 けた電気事業法の整 備の検討	電気自動車等から自家用電気工作物(高圧 需要場所等)へのV2H(自動車を電源として 住宅等に給電すること)を行う場合について、 検討を行う。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省	措置済	平成26年3月10日に開催された産業構 造審議会保安分科会電力安全小委員 会での報告を踏まえ、現行制度で対応 可能である旨、「電気設備の技術基準 解釈の解説」に追記するとともに、経済 産業省ホームページで公表した。(平成 26年3月19日公表) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260319-1.html">http://www.meti.go.jp/policy/safety_sec urity/industrial_safety/oshirase/2014/0 3/260319-1.html</a>	—	解決	
23	試験車両に搭載する 圧縮水素自動車燃料 装置用容器の検査制 度の見直し	燃料電池自動車の開発を促進する観点か ら、公道走行を行わない試験車両に搭載す る圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器 附属品については、容器保安規則に係る容 器検査、附属品検査を不要化する、またはそ の手続を大幅に簡素化するなど容器検査、 附属品検査制度を見直す。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省	措置済	公道走行を行わない試験車両について は、テストコース等における事業者の安全 対策を踏まえた上で、平成26年3月10 日に開催した高圧ガス小委員会での審 議を経て、高圧ガス保安法第48条第5 項、容器保安規則第23条に基づく現行 の特別充填制度を活用して対応する旨 の結論を得た。	—	解決	
24	燃料電池二輪車の車 両及び圧縮水素自動 車燃料装置用容器に 係る型式認定、認可制 度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するた め、経済産業省及び国土交通省は連携し て、道路運送車両法及び高圧ガス保安法に おいて、二輪車に係る保安基準の策定、型式 認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料 装置用容器及び容器附属品の基準の追加 の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度 検討開始、 平成27年度 結論、結論 を得次第措 置	経済産業省	検討中	燃料電池二輪車の道路運送車両法の 保安基準や高圧ガス保安法の容器等 の技術基準策定のための民間団体 において具体的な検討体制を構築し、一 部検討を開始したところ。	平成27年度末までに二輪車に係る保安 基準の策定、型式認定制度の整備並び に圧縮水素自動車燃料装置用容器及 び容器附属品の技術基準の追加の方 法等について検討し、結論を得る。当該 検討結果を踏まえて、省令等の整備を 検討する予定。	要 フォ ロ継 続	検討状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				国土交通省	検討中	燃料電池二輪車の道路運送車両法の保安基準や高圧ガス保安法の容器等の技術基準策定のための具体的な検討体制を構築し、一部検討を開始したところ。	平成27年度末までに二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の技術基準の追加の方法等について検討し、結論を得る。	要 フォ ロー 継続	検討状況について要フォロー。
25	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	民間団体にて、燃料電池自動車の衝突や火災事故後の車の安全な処理のために、容器の安全性の確認方法及び容器からのガス抜きの実施しており、これらを踏まえガイドラインの作成を検討中。 なお、現時点で、法令の基準改正を要する課題はない。このため、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を踏まえ、民間団体でのガイドライン制定をもって措置と整理。	民間団体にてガイドラインを策定する予定。	要 フォ ロー 継続	民間団体でのガイドライン策定状況について要フォロー。
26	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置	総務省	検討中	天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、学識経験者、消防機関、関係団体、経済産業省等が参画する「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(事務局:消防庁)において、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係るドイツ等の状況調査を行うとともに、危険性に対する対策の具体化、必要な安全措置・技術的な検証の要否を検討した。	検討会で提案された安全対策について、天然ガススタンド併設給油取扱所の実際の運用や施設の具体的な状況に即した検証実験等による事故リスクに対する対策の有効性・確実性の検証を実施し、結論を得る予定。	要 フォ ロー 継続	検討状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				経済産業省	検討中	天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、学識経験者、消防機関、関係団体、経済産業省等の参画の下、「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」を平成25年8月に立ち上げ、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係るドイツ等の状況調査を行うとともに、停車スペースの共用化に伴って想定される危険性等について検討した。	○平成26年度においては、危険性に対する対策の具体化、必要な安全措置・技術的な検証の要否の検討、要素技術レベルでの技術的な検証等を実施する予定 ○平成27年においては、天然ガススタンド併設給油取扱所の実際の運用や施設の具体的な状況に即した検証実験等による事故リスクに対する対策の有効性・確実性の検証を実施し、結論を得る予定	要 フォ ロー 継続	検討状況について要フォロー。
27	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大	天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	今後のスタンドの普及計画を踏まえ、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県として、東京都、愛知県、大阪府、福岡県に対し、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法の見直しについて、平成26年3月に検討を要請した。	—	要 フォ ロー 継続	各府県において要請を踏まえた対応がなされるよう要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑳ 農地中間管理機構の創設

1	農地中間管理機構の創設	<p>農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化</li> <li>・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制</li> <li>・ 既存の制度の整理・合理化</li> <li>・ 事業目的に資する農地の借受け</li> <li>・ 貸主に対する財政的措置の在り方</li> <li>・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化</li> <li>・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置</li> <li>・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止</li> </ul>	措置済み	農林水産省	措置済	平成26年11月までに全都道府県で農地中間管理機構が設立され、現在、各機構において事業が行われているところ。	平成27年3月時点の実績を基準に、官邸も含めて、機構の活動の検証・評価を抜本的に行い、この結果を踏まえ、機構事業を軌道に乗せるための具体的な対応策を検討。	要改善	・ 農地中間管理機構の機能を強化する必要がある。
---	-------------	--	------	-------	-----	--	---	-----	--------------------------



(2) その他のフォローアップ事項

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】

1. エネルギー・環境分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消							
・石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化							
1	石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化	電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むため、今後、石炭火力については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(4月25日経済産業省・環境省)において明確化されたCO2の取扱い等に基づき対応するとともに、環境アセスメントの手続期間短縮(従来3年程度かかる火力のリブレースを1年強程度に短縮等)を着実に進める。	—	経済産業省 環境省	措置済	「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)を含む、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」(平成25年4月26日)において示したBAT(事業者が利用可能な最良の技術)参考表の見直しを行っているところ。環境アセスメントの手続期間短縮については個別案件毎に取り組んでおり、規制改革実施計画閣議決定時点で審査中であった案件も審査期間の短縮に対応。平成26年度において、方法書(実績4件)の審査については、国と自治体の審査を同時並行で進めること等により実質的な審査期間を確保した上で、知事意見の提出から経済産業大臣の勧告等までを平均19日(従来30日程度)に短縮しており、手続上、環境アセスメントの審査期間の短縮が実現できている。	引き続き、手続期間が短縮されるよう取り組む。
・電力システム改革							
2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～32年までを目途に実施	経済産業省	一部措置済	改革の3本の柱のうち、(1)については、広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立した。また、(2)については、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律案」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立した。さらに、(3)については、平成27年3月に法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出した。なお、制度の詳細については、経済産業省に設置した総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて検討を進めている。	改革の3本の柱のうち、(1)については、本年4月1日の「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)の施行に伴い、広域的運営推進機関が業務を開始する予定。また、(2)や(3)に関する電力システム改革の詳細な制度設計については、引き続き制度設計ワーキンググループ等において制度の詳細の検討を進めていく。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
・風力発電							
3	風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置	電気事業法第52条第1項の「直接統括する事業場」に関して、どのような場合に複数の風力発電所・変電所を統括する事業場と認め得るかの基準を明確化し、その認定を容易とすることについて検討し、結論を得る。 基準の明確化に当たっては、設備規模や運用箇所数、距離、技術員の配置状況、遠隔監視機能、点検及び事故時の対応などの実態に基づき、具体的な基準となるように検討する。	平成25年度上期 目途で検討・結論・措置	経済産業省	措置済	平成25年8月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年9月27日付け20130920商局第1号)」の改正を行い、「直接統括する事業場」と認め得る基準を明確化した。(平成25年9月27日施行・公表)	—
4	風力発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いの検討	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、地域の農業振興に資する場合における風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論	農林水産省	措置済	平成26年5月1日に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たり、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含まれることとし、転用を可能とした。 風力発電設備については、当該農地が次の要件を満たす場合、第1種農地のうち荒廃農地以外の農地も同法に基づき市町村が「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」に含めることを可能とした ① 年間を通じて安定的に風量が観測される場所であること ② 沿道など農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること	—
・太陽光発電							
5	電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討	①パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。	①平成25年度措置	経済産業省	措置済	経済産業省告示第249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において明示した。	—
		②全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要がある太陽電池発電所用の受変電設備については、他の受変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1~3か月)の適用を平成26年3月末まで猶予する。	②平成25年度措置		措置済	経済産業省告示249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において適用を平成26年3月末まで猶予した。	—